

県南広域振興局長告示第140号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年9月6日

県南広域振興局長 遠藤達雄

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351500103	第三ひだまり水沢	奥州市水沢区横町210番地	特定非営利活動法人地域ふれあいステーションひだまり	平成25年9月1日